

平成28年第1回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年1月29日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年1月29日（金曜日） 午前10時35分～午前11時00分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦

総務部次長兼総務課長：伊藤義之

総務部次長兼税務課長：久保江信晴

財政課長：舩谷祐幸

市民部長：高階 仁

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊藤 雅 裕

審議案件

- 第 1 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
 - 第 2 議案第 1 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第 2 号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第 3 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第 7 号 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）
 - 第 6 議案第 8 号 平成 27 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 7 議案第 9 号 平成 27 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
-

午前10時35分

【開会】

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

早速ですが、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきたいと思います。

はじめに佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会におきまして総務部関係の案件としましては、条例案が3件、補正予算案が1件、そして専決処分報告が1件の、合わせて5件でございます。

内容につきましてはこの後、それぞれの担当課長から説明していただきますが、皆様におかれましては、各案件につきまして、よろしくご審議をお願い賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 次に高階市民部長、お願いいたします。

○市民部長（高階仁） おはようございます。

今次、臨時会の総務民生常任委員会におきましてご審議をお願いいたします、市民部関係の案件でございますけれども、一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算の3件となっております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、佐藤国保年金課長でございますけれども、忌引でございます、説明の方は私からさせていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたします。

なお、説明は、座ったままで結構でございます。

【報告第1号】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、報告第1号、「専決処分について（大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） それでは、ご説明させていただきます。

資料No.1、議案書1ページを、ご覧願います。

報告第1号「大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の「専決処分報告」であります。

次に2ページを、ご覧願います。

専決第4号「専決処分書」であります。

次に3ページを、ご覧願います。

大仙市条例第38号「大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を、平成27年12月28日に公布し、同日から施行しております。

このことにつきましては、「地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令」が、平成27年12月25日に公布され、同日から施行されております。

この改正省令は、平成28年1月1日に施行する省令の一部を改正するもので、本市税条例においても省令の施行に合わせ、平成28年1月1日以前に同様の改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、「大仙市税条例等の一部を改正する条例」を改正することについて、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、この改正による「税制の変更」は、ございません。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

なお、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

今回の見直しは、上段の「大仙市税条例第51条第2項各号」の改正につきましては「市民税の減免」について、でございます。

また、下段の「大仙市税条例第139条の3第2項第1号」の改正につきましては「特別土地保有税の減免」についてであり、いずれも国税と同様に個人番号の利用に係る手

続きの見直しを行うものであり、申告等の書類を提出した際に、既に個人番号を記載している場合において、その後、賦課された「市民税」又は「特別土地保有税」の減免申請を行う場合は、当該申請書類への個人番号の記載を不要とするものでございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 質疑が無いようでございますので、質疑をこれで終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

【議案第1号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第1号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第1号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページから18ページまでとなります。

本件につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告の内容で国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されましたので、これに倣い改定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

まず見出し第1条について、でございますけれども、1点目が、第7条は、医師に支給しております初任給調整手当の支給月額を900円引き上げ36万7,600円とするものでございます。

2点目は、第26条ですけれども、勤勉手当について、再任用職員以外について12月期の支給割合を0.1か月分引上げ0.85か月分とし、再任用職員については、0.05か月分引上げ0.40月分とするものでございます。

3点目は、別表でございますけれども、行政職給料表など条例で定めております4給料表について改定するもので、行政職給料表で平均0.4%引き上げ、その他の給料表についてもこれに準じて改定するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

見出し第2条でございますけれども、第26条で、見出し第1条で0.1か月引き上げました勤勉手当につきまして、6月期と12月期にそれぞれに0.05月分ずつ振り分け、同じように再任用職員についても0.025月分ずつ振り分けるものでございます。

附則におきまして、施行期日を、見出し第1条につきましては、公布の日に施行し、平成27年4月1日から適用することとし、見出し第2条は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上、ご説明申しあげましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第2号・3号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第2号、「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第3号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告に関する改正議案で関連がありますので、会議規則第96条の規定により、一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第2号、大仙市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第3号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2件につきましては、改正内容が同じでございますので併せてご説明させていただきます。

議案書の19ページから22ページになります。

本案も国家公務員の給与改定に倣い、議会の議員並びに市長、副市長、教育長及び監査委員の12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ1.675月分とするものです。

また、28年度以降につきましては、6月期と12月期に0.025月分ずつ振り分け、6月期は1.5か月分、12月期は、1.65か月分とするものでございます。

これらの施行は、公布の日から施行しまして、平成27年4月1日から適用することとし、平成28年度以降の改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本2件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第7号】

○委員長(佐藤清吉) 次に議案第7号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに伊藤次長、お願いします。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案第7号、平成27年度一般会計補正予算(第6号)のうち、総務課関係について、説明させていただきます。

資料No.2の補正予算書は19ページが特別職、20ページが一般職の給与費明細書になります。また、資料No.2-1事業説明書は1ページから2ページまでとなっております。

始めに一般職の職員人件費について、ご説明いたします。

事業説明書1ページにも記載してございますが、職員数につきましては、再任用職員も含めまして当初予算と比較し、5人少ない779人となっております。

給与費の主な増減理由につきましては、給与改定の所要額のうち給料につきましては、534万5千円、期末勤勉手当につきましては、2,786万円となっております。

現在、一般行政職における平均給料月額、309,147円となっておりますが、今回の給料表の改定によりまして1,409円増額となりまして、平均年齢43歳3か月で310,556円となります。

その他、給与改定による時間外手当や地域手当への跳ね返りや人事異動や共済組合負担金の負担率の変更などによる所要額が5,691万7千円となっております。総務課所管分といたしましては、併せて9,012万2千円の補正額となっております。

なお、補正予算書20ページの給与費明細につきましては、臨時福祉給付金に係る事務費として16万4千円が時間外手当に含まれて計上しておりますので、合計の比較欄の上段のカッコ内と下段の金額を差引いたしますと9,028万6千円の補正額となっております。

次に、補正予算書19ページに戻りまして、特別職について説明させていただきます。

期末手当の支給率を0.05月分加算し、それぞれ1.675月分とし、市長及び副市長においては、25万4千円、代表監査委員の人件費においては8万5千円、それぞれ増額となります。

なお、議員の条例改正における所要額は、58万9千円となっておりますけれども、昨年8月細谷議員がお亡くなりになりましたが、その分、減額しておりませんでしたので、今回は、補正を行わなくとも原資は確保できているものであります。

資料2-1の事業説明書2ページをご覧くださいと思います。

今回の給与改定や人事異動に伴う補正額は、全会計で、7,310万6千円となります。

以上、総務課関係の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 次に、高階市民部長。

○市民部長（高階仁） 議案第7号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、国保年金課所管分についてご説明いたします。

補正予算書の11ページをお開き願ひしたいと思います。

3款、民生費、1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、298万8千円の減額補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、国民健康保険事業特別会計における、職員8名分の人件費が減になったことによるものであります。

次の12ページをお開き願ひします。

4款、衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、768万8千円の減額補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計における、職員3名分の人件費が減になったことによるものであります。

以上、国保年金課所管の一般会計補正予算の説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第8・9号】

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第8号、「平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」及び議案第9号、「平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の2件は、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費の補正で関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。高階市民部長。

○市民部長(高階仁) 議案第8号及び議案第9号についてご説明申し上げます。

はじめに議案第8号、平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ298万8千円を減額し、補正後の予算総額を112億8,976万1千円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります。9款繰入金、2項1目一般会計繰入金、298万8千円の減額補正でありまして、歳出、人件費の減によるものであります。

次の29ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費、298万8千円の減額補正であります。

内容といたしましては、職員8名分の給料を150万8千円、職員手当等を80万8千円、共済費を67万円、それぞれ減額するものであります。

続きまして、議案第9号、大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の33ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ768万8千円を減額し、補正後の予算総額を8億4,560万円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、38ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります、3款、繰入金、1項1目一般会計繰入金、768万8千円の減額補正でありまして、歳出、人件費の減によるものであります。

次の39ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費768万8千円の減額補正であります。

内容といたしましては、職員3名分の給料を298万5千円、職員手当等を238万6千円、共済費を231万7千円、それぞれ減額するものであります。

以上ご説明申しましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上であります。

失礼しました。議案第8号の方でありますけれども、29ページの方、もう一度お願いしたいと思います。

（聞き取り不可能）職員8名分の給与のところでありますけれども、こちらを先ほど、150万8千円と申しあげましたけれども、150万9千円であります。

次の職員手当の方でありますけれども、こちら80万8千円と、私、お読みしたのですけれども、80万9千円と訂正させていただきたいと思っております。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本2件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【審査結果の報告】

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉 会】

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉